

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、葛城市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十五年二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（都市計画）
- 二 測量の地域 葛城市太田及び中戸
- 三 測量の期間 平成二十四年十二月十七日から平成二十五年三月三十一日まで